

社援地発 0329 第 10 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

重層的支援体制整備事業とシルバー人材センターとの連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

多様な就労の確保は、重層的支援体制整備事業により支援を受ける者の経済的な自立や社会参加、自己実現等の観点から重要であり、特に高年齢者の就労については、高年齢者の特性や相談者の抱える課題を踏まえ、個々の能力、事情等に応じた就労機会の確保に努めていただく必要があります。

高年齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）の規定に基づき指定されるシルバー人材センターは、高年齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を図り地域社会の活性化を図ることを目的としており、地域における高年齢者の働く場や社会参加の機会の確保等の観点から重要な取組となります。

以上を踏まえ、シルバー人材センター事業と重層的支援体制整備事業の連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、職業安定局高齢者雇用対策課と調整済みであるとともに、地

方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

高齢者の就業に関しては、平成 27 年 6 月にとりまとめられた「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会」において、生涯現役社会の実現に向けて、人口減少社会の中で社会の活力を維持し、持続的な成長を実現するとともに、働く意欲のある高齢者が、年齢にかかわらず生涯現役で活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えていくことが必要不可欠とされ、そのためには、高齢者の多様な雇用・就業ニーズに対応して、本人の持つ能力と時間を最大限活用できる機会を提供していくことが重要であることとされた。

いずれも、一人ひとりが生きがいや役割を持ち暮らしていくことができるよう支援関係機関が連携して支援を行うとともに、本人が社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。

2 多機関協働事業との連携

(1) 多機関協働事業について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※3）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

多機関協働事業者においては、シルバー人材センターより早期の支援が必要と考えられる者がつながれた場合には、適切に情報共有し、支援をしていただきたい。

また、シルバー人材センターは、高齢者への就業機会の提供を強みとしていることから、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、高齢者の就業に関する相談を受け付けた場合は、必要に応じてシルバー人材センターにつなぐとともに、連携して支援を実施されたい。

(※1) 具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(※3) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定に基づきにより、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

(2) 重層的支援会議・支援会議へのシルバー人材センターの参画等

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支

援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、重層的支援会議ではなく、法第106条の6第1項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第3項及び第4項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第5項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなる。就業機会の提供を希望する高齢者への支援に関しては、必要に応じてシルバー人材センターに参画を依頼することが想定される。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体と組み合わせることも可能であるため、市町村の福祉部局の要請によりシルバー人材センターがすでに出席している会議体がある場合は、当該会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

3 アウトリーチ等を通じた早期の支援を行う際のシルバー人材センターとの連携

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者（※1）といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

アウトリーチ支援事業者（※2）においては、シルバー人材センターより早期の支援が必要と考えられる者がつながれた場合には、適切に情報共有し、支援をしていただきたい。

また、アウトリーチ支援事業者が支援を実施する中で、本人がシルバー人材センターにおける就業機会の提供を希望する場合等、シルバー人材センターにつなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援を実施していただきたい。

(※1) 例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ 本人には一見問題が見られないものの、ひきこもりの子どもがいたり(8050 問題)、介護(老老介護)をしていたりする状態
- ・ 三世代で生活しているが、母親が精神疾患等を抱えているため、祖父母が育児を含む生活全般を支えている状態
- ・ 上記のように本人や世帯として問題を抱えているものの、対応する支援関係機関等につながっておらず、地域からも孤立している状態

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者(市町村が自ら実施している場合は当該市町村)

4 参加支援との連携

(1) 参加支援の考え方

1の地域共生社会の理念のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

(2) 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業の利用者のうち、社会参加を進めるにあたって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)を実施することとしている。

この参加支援事業においては、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に応じた支援メニューの充実を図ることとしている。

参加支援事業を利用する高齢者が、自ら望むかたちで地域社会とつながり、生きがいを得ていくために、シルバー人材センターが有する地域に密着した多様な就業機会活用することも想定されることから、参加支援事業者

(※) が支援を実施する中で、本人がシルバー人材センターにおける就業機会の提供を希望する場合など、シルバー人材センターにつなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

また、反対に、シルバー人材センターより、参加支援事業の活用等に関して相談を受けた場合には、本人のニーズや地域の社会資源を踏まえ、適切に情報共有を行うとともに関係する多機関が協働して、本人に寄り添いながら支援を実施していただきたい。

(※) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 2 号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

5 地域づくり事業との連携

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業（※）の取組を活かしつつ、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこととしている。

地域づくり事業において配置される地域づくりコーディネーター等においては、シルバー人材センターの取組との連携を図りつつ、高齢者本人が地域づくり事業において創出された場や居場所等への参加だけでなく、就業機会の提供という形での社会参加を希望している場合は、必要に応じてシルバー人材センターを紹介いただきたい。

(※) 介護、障害、子ども、生活困窮については、それぞれ以下の事業が対象となっている。

- ・ 一般介護予防事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）のうち地域介護予防活動支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）
- ・ 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号）
- ・ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

6 シルバー人材センターとの情報共有等

市町村においては、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等の連絡先等をシルバー人材センターに共有するとともに、連絡先以外にも、ボランティア募集や地域の居場所等に関する情報についても積極的に情報提供すること

により、企業を含む市町村全体での支援体制の構築にご協力いただきたい。

7 制度の相互理解等

(1) 相互理解の促進

シルバー人材センターと重層的支援体制整備事業の相互理解を深めるため、支援関係機関間で相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

また、都道府県については、法第6条第3項に基づき、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、シルバー人材センター等と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

本人をシルバー人材センター等の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

社援地発 0329 第 11 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

重層的支援体制整備事業と生涯現役促進地域連携事業との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

多様な就労の確保は、重層的支援体制整備事業により支援を受ける者の経済的な自立や社会参加、自己実現等の観点から重要であり、特に高年齢者の就労については、高年齢者の特性や相談者の抱える課題を踏まえ、個々の能力、事情等に応じた就労機会の確保に努めていただく必要があります。

生涯現役促進地域連携事業（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 35 条第 1 項に規定する協議会等に対して、国が同法第 34 条第 2 項第 3 号に規定する「国が実施する高年齢者の雇用に資する事業」に係る事業構想を募集・選定し、その事業の実施を当該協議会等に委託する事業。以下「地域連携事業」という。）は、働く意欲のある高年齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わらず働くことができる環境を整備するため、地方自治体を中心となり、シルバー人材センター、労使関係者、社会福祉協議会、地域の金融機関等、高年齢者の就業に関する者で構成する協議会（以下「協議会」という。）を設立し、地域の高年齢者と企業等のマッチングを支援する事業であり、地域における高年齢者の働く場や社会参加の機会の確保等の観点から重要な取組となります。

以上を踏まえ、地域連携事業と重層的支援体制整備事業の連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分にご了知の上、連携を進めて

いただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いいたします。

なお、地域連携事業の実施地域については、別添2を参照してください。

最後に、本通知は、職業安定局高齢者雇用対策課と調整済みであるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

高齢者の雇用に関しては、平成27年6月にとりまとめられた「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会」において、生涯現役社会の実現に向けて、人口減少社会の中で社会の活力を維持し、持続的な成長を実現するとともに、働く意欲のある高齢者が、年齢にかかわらず生涯現役で活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えていくことが必要不可欠とされ、そのためには、高齢者の多様な雇用・就業ニーズに対応して、本人の持つ能力と時間を最大限活用できる機会を提供していくことが重要であることとされた。

いずれも、一人ひとりが生きがいや役割を持ち暮らしていくことができるよう支援関係機関が連携して支援を行うとともに、本人が社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。

2 地域連携事業について

地域連携事業は、高齢者のニーズを踏まえた就労マッチングを強みとしている。具体的な内容としては次のようなものがあるので、市町村においては、以下の3～5において連携を図る際の参考にされたい。

(1) 地域ニーズに応じた支援策の例

① 介護分野

人手で不足で、有資格者や希望者を確保しにくい場合、仕事を切り出し地域の高齢者で対応

(例) 食事介助、趣味(将棋等)の相手等を含む解除補助

② 観光・文化

観光資源の付加価値を高め、多くの観光客を呼び込むため、地域に愛着を持った高齢者による発信、接遇等

郷土料理、伝統野菜等地域の食文化を核に地域を活性化するため、高齢者の郷土料理に関する知識と経験を継承、活用

③ 農業

高齢化が顕著な農山村地域で、農業従事者の困難度が加速しているため、体への負担が軽い仕事の切り出し

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた事業事例

協議会の支援メニューについては、セミナーの開催や企業訪問等集合形式によるものが主体であったところ、高齢者は新型コロナウイルスの感染による重症化リスクが高く、事業の見合わせや参加取り止めが発生する等の課題が顕在化しているため、ウィズコロナ、ポストコロナ期における高齢者の地域に根ざした以下の①～③の取り組みを実施。

① 仕事の切り出し

ウィズコロナ期にもニーズが旺盛な分野を中心に、既存の業務内容にとらわれず、専門的知識・技能が必要な作業内容とそうでない作業内容を整理、仕事の切り出しで、経験のない高齢者でも就業できる就業機会の新規開拓を実施

② ITリテラシーの向上

高齢者のITリテラシーの向上を図り、ウィズコロナ期におけるコミュニケーションツールとしてリモートミーティングやWEBセミナーの活用、IT分野の就業機会の創出を促進

(例) タブレット・PC等の操作方法のセミナーを行った上でWEBセミナーを開催

③ 高齢者のやりたいこと・できること探しのサポート

高齢者が自身の能力、体力、経験等を把握しながら、やりたいこと・できることを探すサポートを強化し、就業に向けた意欲の喚起とマッチング精度を向上

3 多機関協働事業との連携

(1) 多機関協働事業について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重

要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※3）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

多機関協働事業者においては、地域連携事業の協議会（以下「協議会」という。）より早期の支援が必要と考えられる者がつながれた場合には、適切に情報共有し、支援をしていただきたい。

また、地域連携事業においては、高年齢者のニーズを踏まえた就労マッチングを強みとしていることから、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、高年齢者の就業に関する相談を受け付けた場合は、必要に応じて協議会につなぐとともに、連携して支援を実施されたい。

（※1）具体的には、以下のような場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※3）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法

律第 105 号) 第 3 条第 2 項各号に掲げる事業)

(2) 重層的支援会議・支援会議への協議会の参画等

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、重層的支援会議ではなく、法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第 3 項及び第 4 項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第 5 項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなるが、就労を希望する高年齢者への支援に関して、必要に応じて協議会にオブザー参加等を依頼することが考えられる。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体と組み合わせて開催することも可能であるため、市町村の福祉部局の要請によりすでに協議会が出席している会議体がある場合は、当該会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

4 アウトリーチ等を通じた早期の支援を行う際の協議会との連携

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者（※1）を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）として、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

アウトリーチ支援事業者（※2）においては、協議会より早期の支援が必要

と考えられる者がつながれた場合には、適切に情報共有し、支援をしていただきたい。

また、アウトリーチ支援事業者が支援を実施する中で、就労を希望する高齢者がいる場合など、協議会につなぐことにより効果的な就労支援が可能である場合には、適切に連携して支援を実施していただきたい。

(※1) 例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ 本人には一見問題が見られないものの、ひきこもりの子どもがいたり(8050問題)、介護(老老介護)をしていたりする状態
- ・ 三世代で生活しているが、母親が精神疾患等を抱えているため、祖父母が育児を含む生活全般を支えている状態
- ・ 上記のように本人や世帯として問題を抱えているものの、対応する支援関係機関等につながっておらず、地域からも孤立している状態

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者(市町村が自ら実施している場合は当該市町村)

5 参加支援との連携

(1) 参加支援の考え方

1の地域共生社会の理念のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

(2) 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業の利用者のうち、社会参加を勧めるにあたって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)を実施することとしている。

この参加支援事業においては、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりする

ことにより、本人や世帯のニーズや状態に応じた支援メニューの充実を図ることを内容とする。

参加支援事業を利用する高齢者が、自ら望むかたちで地域社会とつながり、生きがいを得ていくために、協議会において開拓・創出した多様な就労の情報を活用することも想定されることから、参加支援事業者（※）が支援を実施する中で、本人が協議会による就労支援を希望する場合など、協議会につながりが必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

また、協議会より、参加支援事業の活用等に関して相談を受けた場合には、本人のニーズや地域の社会資源を踏まえ、適切に情報共有を行うとともに関係する支援関係機関が協働して、本人に寄り添いながら支援を実施していただきたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第2号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

6 協議会との情報共有等

連携事業実施地域の都道府県及び市町村においては、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等の連絡先等を協議会に共有するとともに、連絡先以外にも、ボランティア募集や地域の居場所等などに関する情報についても積極的に情報提供することにより、企業を含む市町村全体での支援体制の構築に努めていただきたい。

7 制度の相互理解等

（1）相互理解の促進

地域連携事業の支援を受ける者と重層的支援体制整備事業の支援を受ける者については重複する可能性があることから、支援関係機関において、地域連携事業と重層的支援体制整備事業の相互理解を深めるため、支援関係機関間で相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

なお、地域連携事業との連携にあたっては、協議会の合意が得られた場合は、以下のとおり当該事業の協議会を活用することが考えられる。

- ① 重層的支援体制整備事業を行う市町村が連携事業実施地域である場合
協議会の会議等に多機関協働事業者等が参加するなど、両事業の連携の在り方について調整することが想定される。
- ② 管内に重層的支援体制整備事業を実施する市町村を有する都道府県が連携事業実施地域である場合

都道府県と重層的支援体制整備事業を実施する市町村の間で、両事業の連携の在り方を検討し、都道府県が、協議会において両事業の連携の在り方を調整することが想定される。なお、必要に応じて、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が参加することも想定される。

また、都道府県については、法第6条第3項に基づき、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、地域連携事業と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

本人を協議会等の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

生涯現役促進地域連携事業の概要

別添1

背景

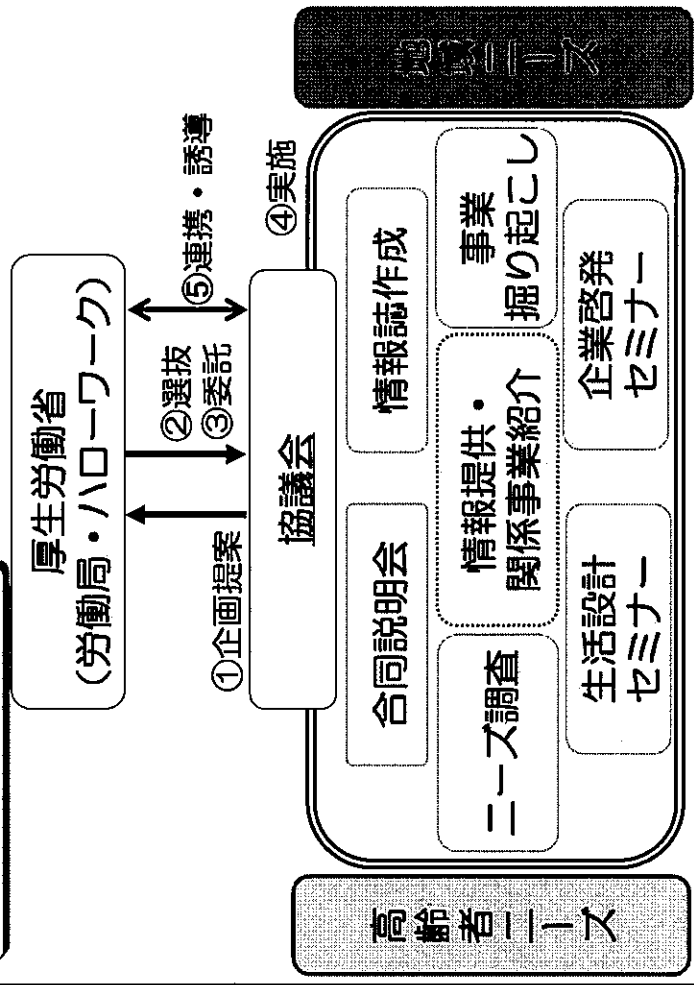
- 少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要。
- 特に、平成26年に団塊世代（約660万人）が65歳に到達し、多くの人が企業を退職していると考えられ、地域社会におけるこれらの層の活躍の場を早期に整備することが必要。
- 令和3年度は、「働き方改革実行計画」及び「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、地域の実情に応じた高齢者の多様な就業機会を創出する（令和3年度開始分：連携推進コース4箇所、地域協働コース10箇所）。

事業内容

生涯現役促進地域連携事業

- (A) 連携推進コース…地方自治体が中心となって構成される「協議会」等からの提案に基づき、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施。
- (B) 地域協働コース…協議会の仕組みを活用し、連携推進コースにより構築した地域ネットワークによる効果的な取組と自治体が自主的に行う取組との双方が協働して事業を行うことを支援する事業を実施。

事業実施スキーム



支援メニュー例

- ① 高齢者に対する情報提供、関係機関、関連事業の紹介
- ② 高齢者に対する職業生活設計等に関するセミナー開催
- ③ 企業に対する生涯現役促進セミナー開催
- ④ 高齢者の雇用・就業に係る合同説明会の開催
- ⑤ 高齢者活躍のためのガイドブック・情報誌の作成・普及（相談機関一覧の掲載等）
- ⑥ 高齢者の雇用・就業に係る二一ス調査・分析
- ⑦ 高齢者向けの雇用・就業の場の創出

事業規模

- (A) 連携推進コース：1箇所あたり各年度約3,000万円
事業実施数36箇所（令和3年度開始分4箇所）
- (B) 地域協働コース：1箇所あたり初年度約1,500万円
2年度約1,250万円、3年度約1,000万円
事業実施予定数29箇所（令和3年度開始分10箇所）

事業実施主体及び期間

- 実施主体：協議会（地方自治体が中心となった合議体）等
- 事業実施期間：最大3年度間

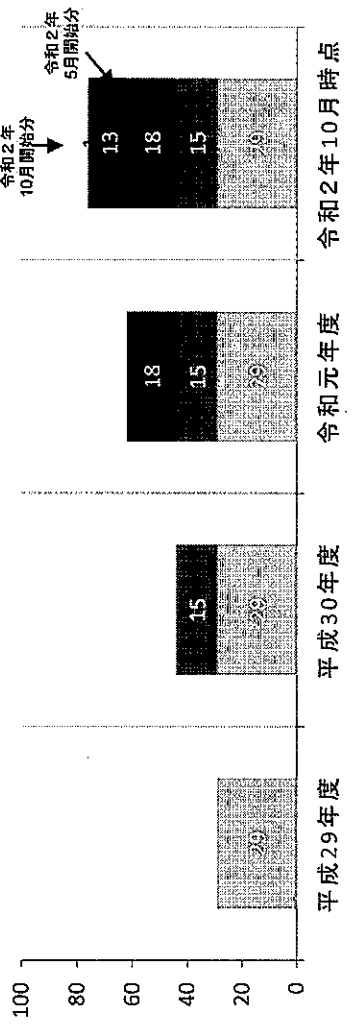
生涯現役促進地域連携事業(連携推進コース)の実施地域

別添2

76地域(28道府県、48市町)で事業を実施

※令和2年10月時点

実施地域数の推移



(北海道)
帯広市、鷹栖町

青森
中泊町、平内町、つがる市
岩手
秋田
(大館市)
横手市
(遠野市)
陸前高田市
宮城
山形
(山形市)
(酒田市)
仙台市
(東松島市)
福島
茨城
栃木
(栃木市)
群馬
取手市
埼玉
和光市 秩父市
千葉
東京
西東京市
(神奈川)
(鎌倉市)
小田原市
(柏市)

(石川)
(富山)
新潟
見附市
長野
大町市
松本市
長野市
(山梨)
静岡
静岡市
(袋井市)
福井
(若狭町)
岐阜
各務原市
(愛知)
犬山市
新城市
幸田町

滋賀
(京都)
兵庫
大阪
奈良
(三郷町)
三重
津市
和歌山
新宮市

鳥取
(米子市)
島根
出雲市
広島
福山市
山口
岡山
(総社市)
(津山市)
瀬戸内市
香川
(徳島)
愛媛
(松山市)
高知

(福岡)
佐賀
基山町
(長崎)
(大分)
熊本
(宮崎)
鹿児島
いちき串木野市

沖縄
宮古島市
浦添市
南城市

※ゴシック体の地域が実施地域となります。
()は3年度間の事業実施期間が終了した地域です。

生涯現役促進地域連携事業(連携推進コース)の実施団体①

事業対象地域及び実施団体		実施期間
1 北海道 帯広市	帯広地域雇用創出促進協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
2 北海道 鷹栖町	鷹栖町社会福祉協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
3 青森県 中泊町	中泊町生涯現役いきいき活躍プロジェクト協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
4 青森県 平内町	ひらなない生涯現役促進協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
5 青森県 つがる市	つがる市生涯現役促進協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
6 岩手県 陸前高田市	陸前高田市生涯現役促進地域連携協議会	令和元年10月 ～令和4年3月
7 宮城県 仙台市	仙台市生涯現役促進協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
8 秋田県	公益社団法人秋田県シルバー人材センター タ一連合会	令和2年5月 ～令和5年3月
9 秋田県 横手市	横手市生涯現役促進協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
10 茨城県 取手市	取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会	平成30年10月 ～令和3年3月
11 群馬県	赤城山プロジェクト協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
12 埼玉県 和光市	和光市生涯現役促進協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
13 埼玉県 秩父市	ちちぶ雇用活性化協議会	令和2年10月 ～令和5年3月
14 東京都 西東京市	西東京市生涯現役応援協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
15 神奈川県 小田原市	小田原市生涯現役推進協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
16 新潟県	公益社団法人新潟県シルバー人材センター タ一連合会	平成30年7月 ～令和3年3月
17 新潟県 見附市	みつけ生涯現役促進協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
18 福井県	福井県生涯現役促進地域連携協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
19 長野県 大田市	大田市生涯現役促進地域連携協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
20 長野県 松本市	松本市生涯現役促進協議会	令和元年10月 ～令和4年3月
21 長野県 長野市	長野市生涯現役促進協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
22 岐阜県 各務原市	各務原市生涯現役促進協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
23 岐阜県	公益社団法人岐阜県シルバー人材センター タ一連合会	令和2年5月 ～令和5年3月
24 静岡県 静岡市	静岡市生涯現役促進地域連携協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
25 愛知県 犬山市	犬山市生涯現役促進地域連携協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
26 愛知県 新城市	新城市生涯現役促進地域連携協議会	令和元年5月 ～令和4年3月

生涯現役促進地域連携事業(連携推進コース)の実施団体②

事業対象地域及び実施団体		実施期間
27	愛知県 幸田町 幸田町シニア・シルバ＝世代サポート推進協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
28	三重県 三重県生涯現役促進地域連携協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
29	三重県 玉城町 玉城町生涯現役促進協議会	平成30年10月 ～令和3年3月
30	滋賀県 滋賀県生涯現役促進地域連携協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
31	兵庫県 一般財団法人兵庫県雇用開発協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
32	和歌山県 新宮市 新宮市生涯現役促進地域連携協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
33	鳥取県 出雲市 出雲市生涯現役促進協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
34	岡山県 岡山県生涯現役促進協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
35	岡山県 瀬戸内市 瀬戸内市生涯現役促進協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
36	広島県 福山市 福山市生涯現役促進地域連携協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
37	香川県 香川県生涯現役促進地域連携事業推進協議会	令和元年10月 ～令和4年3月
38	愛媛県 愛媛県生涯現役促進地域連携事業推進協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
39	高知県 高知県生涯現役促進地域連携協議会	平成30年7月 ～令和3年3月

事業対象地域及び実施団体		実施期間
40	佐賀県 佐賀県シニアはたらきたい所へ推進協議会	令和元年10月 ～令和4年3月
41	佐賀県 基山町 基山町生涯現役促進地域連携協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
42	熊本県 熊本県生涯現役促進地域連携協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
43	鹿児島県 鹿児島県アクティビシニア活躍推進協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
44	鹿児島県 いちさ市 鹿野市 いちさ市鹿野市生涯現役促進協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
45	沖縄県 宮古島市 宮古島市生涯現役促進協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
46	沖縄県 浦添市 浦添市グロブジョブ連携協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
47	沖縄県 南城市 南城市生涯現役促進協議会	令和元年5月 ～令和4年3月

生涯現役促進地域連携事業(連携推進コース)の実施期間終了団体

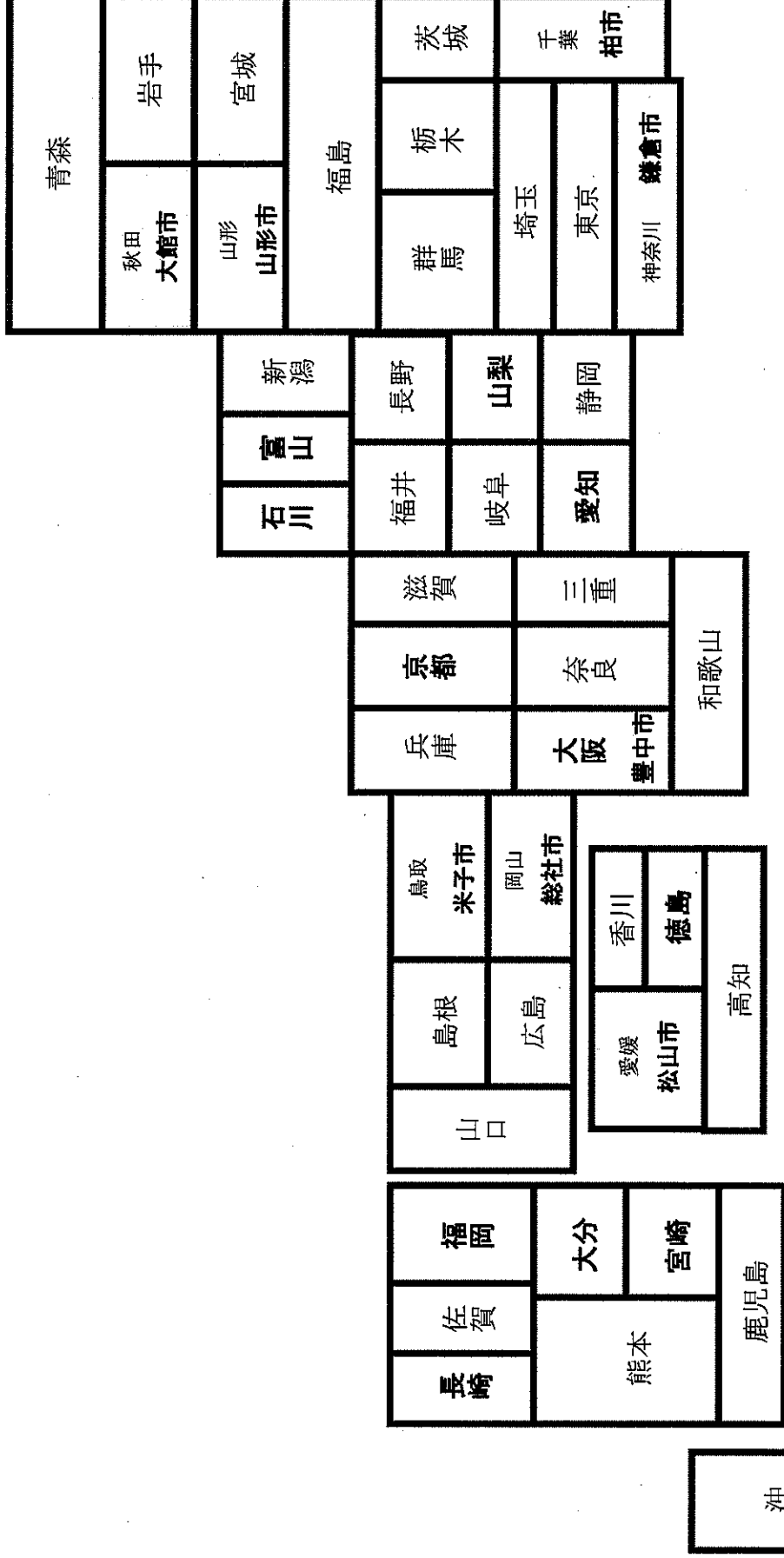
事業対象地域及び実施団体		実施期間
16 愛知県	愛知県労働協会	平成29年4月 ～令和2年3月
17 京都府	京都府元気シニア活躍協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
18 大阪府	大阪府高齢者勤業機会確保地域連携協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
19 大阪府 豊中市	豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
20 奈良県 三郷町	三郷町生涯現役促進協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
21 鳥取県 米子市	米子市生涯現役促進協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
22 岡山県 総社市	総社市生涯現役促進協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
23 岡山県 津山市	津山市生涯現役促進協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
24 徳島県	徳島県生涯現役促進地域連携事業推進協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
25 愛媛県 松山市	松山市シルバークンセンタ－	平成29年4月 ～令和2年3月
26 福岡県	公益社団法人福岡県雇用対策協会	平成29年4月 ～令和2年3月
27 長崎県	長崎県生涯現役促進地域連携協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
28 大分県	大分県シニア雇用推進協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
29 宮崎県	みやざきシニア活躍推進協議会	平成29年8月 ～令和2年3月
事業対象地域及び実施団体		実施期間
1 北海道	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
2 岩手県 遠野市	遠野市生涯現役いきいき促進協議会	平成29年11月 ～令和2年3月
3 宮城県 東松島市	東松島市生涯現役促進地域連携事業推進協議会	平成29年11月 ～令和2年3月
4 秋田県 大館市	大館市高齢者活躍支援協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
5 山形県	やまがた生涯現役促進地域連携事業協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
6 山形県 酒田市	酒田市シニア雇用創造協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
7 栃木県 栃木市	栃木市生涯現役促進協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
8 千葉県 柏市	柏市生涯現役促進協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
9 神奈川県 神奈川県	神奈川県生涯現役促進協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
10 神奈川県 鎌倉市	生涯現役促進地域連携協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
11 富山県	一般財団法人富山勤労総合福祉センタ－	平成29年8月 ～令和2年3月
12 石川県	石川県人材確保・定住推進機構	平成29年4月 ～令和2年3月
13 福井県 若狭町	若狭町生涯現役促進地域連携協議会	平成29年11月 ～令和2年3月
14 山梨県	やまなしシニア世代就労推進協議会	平成29年4月 ～令和2年3月
15 静岡県 袋井市	ふくろい生涯現役促進地域連携協議会	平成29年8月 ～令和2年3月

生涯現役促進地域連携事業（地域協働コース）の実施地域

19地域（11府県、8市町）で事業を実施

※令和2年4月時点（地域協働コース実績）

北海道



※文字が青色の地域が実施地域となります。

生涯現役促進地域連携事業(地域協働コース)の実施団体

事業対象地域及び実施団体		実施期間	事業対象地域及び実施団体		実施期間
1	秋田県 大館市 大館市高齢者活躍支援協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月	11	大阪府 豊中市 豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月
2	山形県 山形市 やまがた生涯現役促進地域連携事業協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月	12	鳥取県 米子市 米子市生涯現役促進協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月
3	千葉県 柏市 柏市生涯現役促進協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月	13	岡山県 総社市 総社市生涯現役促進協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月
4	神奈川県 鎌倉市 生涯現役促進地域連携協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月	14	徳島県 徳島県生涯現役促進地域連携事業推進協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月
5	富山県 富山県人材活躍推進センター	令和2年4月 ～ 令和5年3月	15	愛媛県 松山市 公益社団法人松山市シルバー人材センター	令和2年4月 ～ 令和5年3月
6	石川県 石川県人材確保・定住推進機構	令和2年4月 ～ 令和5年3月	16	福岡県 公益社団法人福岡県雇用対策協会	令和2年4月 ～ 令和5年3月
7	山梨県 やまなしシニア世代就労推進協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月	17	長崎県 長崎県生涯現役促進地域連携協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月
8	愛知県 公益財団法人 愛知県労働協会	令和2年4月 ～ 令和5年3月	18	大分県 大分県シニア雇用推進協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月
9	京都府 京都府元気シニア活躍協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月	19	宮崎県 みやざきシニア活躍推進協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月
10	大阪府 大阪府高齢者就業機会確保地域連携協議会	令和2年4月 ～ 令和5年3月			

社援地発 0329 第 12 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

重層的支援体制整備事業と水道事業との連携について（通知）

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

水道事業については、事業者が料金の収納や検針で地域を巡回する場合や、料金の滞納等に関する相談に応じる場合に、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握することがあると考えられます。そのような者に対し、重層的支援体制整備事業による支援に適切につなぎ、早期的な支援を行うことは、本人の抱える課題の深刻化を防ぐことになるため、両事業の緊密な連携が求められます。

地域において本人の課題が深刻化する前に必要な支援を円滑に行う観点から、水道事業と重層的支援体制整備事業における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関に周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

本通知の内容は、医薬・生活衛生局とも協議済みであり、また、同局水道課長から各厚生労働大臣認可水道事業者及び都道府県水道行政主管部局長宛てに別

紙のとおり通知が発出されているので、本通知と併せて参考としていただくようお願いいたします。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

水道事業者については、これまでも、水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握した場合には、料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、以下により、福祉部局との連絡・連携体制を構築しているものと認識している。

- ・ 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成 24 年 5 月 11 日付け社援地発 0511 第 1 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成 24 年 5 月 9 日付け健水発 0509 第 1 号。厚生労働省健康局水道課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 1 号。厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

市町村による包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業においても、複雑化・複合化した支援ニーズを有する者やその世帯の早期把握が求められており、本人の抱える課題が深刻化する前に必要な支援につなげるためには、水道事業と重層的支援体制整備事業の連携を推進することが必要である。

両事業の連携の推進は、本人が地域社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。

2 重層的支援体制整備事業との連携について

(1) 多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、必要に応じて複雑化・複合化した支援ニーズが見込まれる者やその世帯に関する情報の把握について水道事業者に協力を求め、当該情報の提供を受けた場合は連携して支援を実施されたい。

(※) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 5 号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

イ 重層的支援会議・支援会議への水道事業者の参画等

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなるが、地域で孤立していたり、経済的に困窮していると考えられる者の早期把握を効果的に行う観点から水道事業者を構成員とすることも検討いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく要保護児童対策協議会、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議会等）と組み合わせて開催することが効果的・効率的な場合は、既存の会議体と時間を切り分ける等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

(2) アウトリーチ等を通じた早期の支援を行う際の水道事業者との連携

アウトリーチ支援事業者（※）においては、必要に応じて複雑化・複合化した支援ニーズが見込まれる者やその世帯に関する情報の把握について水道事業者に協力を求め、当該情報の提供を受けた場合は連携して支援を実施されたい。

(※) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 4 号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(3) 参加支援と水道事業者の連携

参加支援事業においては、本人のニーズや課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることを内容とする。

参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）を実施する事業者（以下「参加支援事業者」という。）においては、必要に応じて複雑化・複合化した支援ニーズが見込まれる者やその世帯に関する情報の把握について水道事業者と協力を求め、当該情報の提供を受けた場合は、多機関協働事業者やアウトリーチ支援事業者と協力しながら、本人のニーズを丁寧に把握しつつ、本人の地域社会への参画に向けて、どのような社会資源を活用できるか検討しておくこと。また、水道事業者や支援関係機関等からの情報により、本人や世帯に参加支援事業の実施のニーズが高いと判断した場合には、参加支援事業者から本人や世帯に働きかけることも求められる。

さらに、参加支援事業者から情報が提供された時点において、本人の抱える課題が深刻化しているケースも十分考えられるため、そのような場合に備えて、日頃から地域の社会資源を幅広く把握しておくとともに、どのようなケースにどのような社会資源を活用できるかについて整理しておくことが望ましい。

(4) 水道事業者への協力依頼

(1) から (3) において、多機関協働事業者、包括的相談支援事業者、アウトリーチ支援事業者、参加支援事業者は、必要に応じて水道事業者と情報提供を求めるとしているが、例えば、以下のような事象の把握等を水道事業者と連携することが考えられる。

- ・ 水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等に生活に困窮する者等を把握した場合
- ・ 著しい使用水量の変動があり、家人と連絡を取ろうとしたが連絡がつかず、原因も不明である場合
- ・ 水道料金の検針等で地域を巡回している際に、住宅から異臭、異音、子供

の泣き叫び声がしている場合

- ・ そのほか、何らかの社会的問題を抱えていると思われるものの、支援関係機関等につながっている様子が感じられず、地域からも孤立していると感じられる場合

3 制度の相互理解等

(1) 相互理解の促進

水道事業者は、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握する可能性があり、そのような者の中には、重層的支援体制整備事業による支援につなげる必要性のある者もいると考えられることから、水道事業者及び重層的支援体制整備事業の主管部局は、互いの制度に対する理解を深めるとともに、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や水道事業者と市町村との連携体制の構築支援等の必要な支援を行うとともに、水道事業者と重層的支援体制整備事業との連携体制の構築事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

本人を支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

薬生水発 0329 第 1 号
令和 3 年 3 月 29 日

厚生労働大臣認可水道事業者
都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

重層的支援体制整備事業担当部局との連絡・連携体制の構築等について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行される。

厚生労働省においては、「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成 24 年 5 月 9 日付け健水発 0509 第 1 号。厚生労働省健康局水道課長通知）等を通じて、福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築を要請してきたところであるが、依然として、生活に困窮する方に支援が届かず死亡等に至るという大変痛ましい事件が発生していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業の実施に当たり、下記のとおり通知するので、貴事業者におかれては、法の趣旨や内容を理解いただき、重層的支援体制整備事業担当部局との連絡・連携体制の構築により一層努めていただくよう、お願いする。

また、各都道府県におかれては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただくよう、お願いする。

さらに、各都道府県、指定都市及び中核市の民生主管部局長宛には「重層的支援体制整備事業と水道事業との連携について」（令和 3 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 12 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により別紙のとおり通知されているので、お知らせする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の

規程による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

水道事業者については、これまでも、水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握した場合には、料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、以下により、福祉部局との連絡・連携体制を構築しているものと認識している。

- ・ 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成 24 年 5 月 11 日付け社援地発 0511 第 1 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成 24 年 5 月 9 日付け健水発 0509 第 1 号。厚生労働省健康局水道課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 1 号。厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

重層的支援体制整備事業の推進は、本人が社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。

2 重層的支援体制整備事業との連携について

重層的支援体制整備事業の実施に当たり、貴事業者におかれては、次の（1）～（3）に示すとおり、市町村や多機関協働事業者等からの情報提供等の協力依頼に応じて、可能な範囲で積極的な対応をお願いしたい。なお、貴事業者において把握した情報を共有する場合等に当たっての留意事項は、3の（2）を参照すること。

(1) 多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業への協力について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※1）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※2）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

貴事業者におかれては、市町村、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者からの情報提供等の協力依頼に応じて、可能な範囲で積極的な対応をお願いしたい。

なお、次の（2）及び（3）において、必要に応じてアウトリーチ支援事業者や参加支援事業者への情報提供についても協力をお願いしているが、貴事業者からどの支援事業者に情報提供を行えばよいか判断に迷う場合は、まずは多機関協働事業者への情報提供をお願いしたい。

（※1）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第106条の4第2項第1号のイからニまでに掲げる各事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

イ 重層的支援会議・支援会議への参画等について

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を活用し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、重層的支援会議ではなく、法第106条の6第1項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第3項及び第4項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第5項において構成員等に対する守秘義務を規定し

ていることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定されることとなる。

貴事業者におかれては、市町村や多機関協働事業者より重層的支援会議・支援会議の構成員として参画依頼があった場合は、積極的にご協力をお願いしたい。

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業との連携

既に課題が複雑化した者への支援を行うだけでなく、課題の深刻化を防ぐために、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者についても、早期に関わりを作り、支援を行うことが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

貴事業者におかれては、アウトリーチ支援事業者（※）からの情報提供等の協力依頼に応じて、可能な範囲で積極的な対応をお願いしたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(3) 参加支援事業との連携

ア 参加支援の考え方

1の地域共生社会の理念に記載のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業への協力について

重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業の利用者のうち、社会参加を進めるにあたって既存の参加支援の事業では対応できない狭間の

個別ニーズのある方について、地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。

この参加支援事業においては、本人のニーズや課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることを内容とする。

貴事業者におかれては、参加支援事業者からの情報提供等の協力依頼に応じて、可能な範囲で積極的な対応をお願いしたい。

（4）情報提供が必要と考えられる事象

各支援事業者からの情報提供等の協力依頼にあたっては、例えば、以下のような事象の把握等の依頼が考えられる。

- ア 水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等に生活に困窮する者等を把握した場合
- イ 著しい使用水量の変動があり、家人と連絡を取ろうとしたが連絡がつかず、原因も不明である場合
- ウ 水道料金の検針等で地域を巡回している際に、住宅から異臭、異音、子供の泣き叫び声がしている場合
- エ そのほか、何らかの社会的問題を抱えていると思われるものの、支援関係機関等につながっている様子が感じられず、地域からも孤立していると感じられる場合

3 制度の理解促進等

（1）制度の理解の促進

貴事業者において、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握する可能性があるが、そのような者の中には、重層的支援体制整備事業による支援につなげる必要性のある者もいると考えられることから、重層的支援体制整備事業の主管部局による研修への参加等により制度への理解を深めることが望ましい。

また、都道府県においては、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、水道事業者と重層的支

援体制整備事業との連携体制の構築事例等に関する情報について、各都道府県域内水道事業者への共有等の必要な支援に努めていただきたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

貴事業者において、多機関協働事業者、アウトリーチ支援事業者、参加支援事業者等と、本人の同意が得られていない時点で双方において本人の情報共有を行う場合は、守秘義務がかけられた支援会議の場等で情報共有を行うこと。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 16 条（利用目的による制限）及び第 23 条（第三者提供の制限）で「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は個人情報保護法における制限の適用外とされているが、地方公共団体である水道事業者においては、条例に同様の規定がある場合は当該規定を適用すること等により、引き続き連携体制を構築して頂くようお願いしたい。